

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東六会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(理事会の出席)

第3条 役員等が理事会、評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が法人及び施設の運営のために担う業務については、別表2により報酬を支払うことができる。

2 定款第15条3に規程による常務理事の給与は、別表2により支払うことができる。

ただし、常務理事の給与支給の要件としては、理事会で承認された職務のほか最低週1回以上、4時間以上勤務するものとする。勤務実態が規程を下回った場合、他へ振替をして勤務する。

3 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表4により交通費を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員、常勤及び非常勤として兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。又、報酬等の額を改訂する場合は評議員会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成16年10月1日より適用する。
- 2 この規程を改定し、平成19年12月1日より適用する。
- 3 この規程を改定し、平成27年2月21日より適用する。
- 4 この規程を改定し、平成29年4月1日より適用する。
- 5 この規程を改定し、令和元年7月1日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会	12,640円 (内源泉所得税2,640円)	なし
評議員会	12,640円 (内源泉所得税2,640円)	なし
監事業務報酬	12,640円 (内源泉所得税2,640円)	なし

別表 2

名 称	報酬月額	実費弁償費
理事長業務報酬等	350,000円	なし
常務理事報酬等	250,000円	なし

別表 3

名 称	報 酬	実費弁償費
理事業務報酬	12,640円 (内源泉所得税2,640円)	交通費実費
評議員業務報酬	12,640円 (内源泉所得税2,640円)	交通費実費

別表 4

旅 費	宿泊費	報酬 1日	その他
実 費	15,000円	10,000円	実 費